

第 7 3 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 7 8 号)等の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部57の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加え、同部64の項中「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同部65の項中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同部66の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に、「第5条の4」を「第5条の14」に改める。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の4建築の部64の項から66の項までの改正規定は、令和7年11月28日から施行する。